

Ⅶ 付記

<1 いじめ解消の定義>

① いじめに係る行為が止んでいること

少なくとも三ヶ月間。場合によっては、学校の設置者や学校いじめ対策組織の判断で、さらに長期の期間を設定する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

本人及び保護者と面談等をしながら確認する。場合によっては外部専門機関とも連携する。

→例) 見ている限り、いじめの行為は止んでいる≠いじめの解消

<2 アンケート資料の保管期間>

①アンケートや質問票の原本等…実施日から5年間保管する。

②アンケートや聴取の結果を記録した文書等及び調査報告書は、該当児童が卒業後5年間(指導要録との並びで)保管する

<3 ホームページへの掲載>

この「いじめ防止基本方針」は、福岡小学校のHPに掲載するものとする。